

特定保健用食品公正取引協議会 ご案内

特定保健用食品

特定保健用食品は、からだの生理学的な機能などに影響を与える保健効能成分（関与成分）を含み、その摂取により、特定の保健の目的が期待できる旨の表示（保健の用途の表示）をする食品です。

特定保健用食品として販売するには、食品ごとに食品の有効性や安全性について国の審査を受け、許可を得なければなりません（健康増進法第43条1項）

以下のカテゴリー領域があります。



- お腹の調子を整えたい方
- 骨の健康が気になる方
- 血糖値が気になる方
- 肌が乾燥しがちな方

- コレステロールが高めの方
- 歯の健康が気になる方
- 血中中性脂肪が気になる方
- 疾病リスク低減（骨粗しょう症）

- 血圧が高めの方
- 歯ぐきの健康を保つ
- 体脂肪が多めの方
- 心血管疾患のリスク低減

特定保健用食品公正取引協議会

特定保健用食品の表示・広告に関して、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けた「特定保健用食品の表示に関する公正競争規約」に基づき、事業者間の公正な競争を確保し、消費者の商品選択に寄与することを目的に活動しています。

主な事業

- (1) 「特定保健用食品の表示に関する公正競争規約」（以下「規約」）の周知徹底
- (2) 「規約」についての相談及び指導
- (3) 「規約」の遵守状況の調査
- (4) 「規約」の規定に違反する疑いがある事実の調査
- (5) 「規約」の規定に違反する者に対する措置
- (6) 景品表示法、健康増進法、食品表示法、食品衛生法及び公正取引に関する法令の普及並びにこれらの法令違反の防止
- (7) 関係官公庁との連絡
- (8) 一般消費者への普及啓発
- (9) 一般消費者からの意見、苦情処理等
- (10) 公正マークの表示関係、公正マーク付与

トクホ公正マーク

トクホ公取協は、特定保健用食品の容器包装及び広告に関して、規約に従い適正な表示をしていると認められる事業者に対し、トクホ公正マークの使用を許可しています。



お問合せは、トクホ公取協事務局
kiyaku@jhnfa.org

トクホ公取協HPはこちら➡



